

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条の規定に基づいて告示する。

令和8年7月16日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所6階南側
札幌市建設局総務部道路認定課用地管理係（電話 011-211-2457）

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

- ア 札幌市建設局総務部所管用地実態調査業務（その1）
- イ 札幌市建設局総務部所管用地実態調査業務（その2）

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）までとする。

(4) 履行場所

アの業務については中央区、南区、西区及び手稲区内の全664箇所

イの業務については北区、東区、白石区、厚別区、豊平区及び清田区内の全586箇所

(5) 入札方法

上記2(1)の件名ごとにそれぞれ総価で行う。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和7・8年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が大分類「建設関連サービス業」、中分類「測量業」のA又はBの等級に登録されている者であり、かつ、本店所在地が「市内」として登録されていること。

- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が単独での入札参加を、また、事業協同組合等の構成員が単独でこの入札に参加する場合は、当該組合等が入札参加を、それぞれ同時に希望していないこと。

4 入札説明書、契約条項及び仕様書の交付方法

- (1) 本告示の日から、上記 1 の場所において交付する。（土日祝を除く 8：45～17：15）
なお、入札説明書等は札幌市建設局ホームページにおいてもダウンロードできる。
- (2) 仕様書等に関する問い合わせ先 上記 1 に同じ。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所及び問い合わせ場所
上記 1 に同じ。
- (2) 入札書の受領期限
上記 2(1)ア、イともに令和 8 年 8 月 5 日（水）午後 4 時 00 分（送付による場合は必着）
※一堂に会し入札箱に投函する方式ではなく、入札書を事前に提出する方式のため、留意すること。
- (3) 開札の日時及び場所
上記 2(1)アは、令和 8 年 8 月 6 日（木）午前 10 時 00 分
上記 2(1)イは、令和 8 年 8 月 6 日（木）午前 10 時 10 分
場所は、いずれも札幌市建設局会議室（札幌市中央区北 1 条西 2 丁目札幌市役所 6 階南側）
- (4) 入札書の提出方法
入札書は、持参又は送付により提出すること。

6 入札手続等

- (1) 入札保証金
免除
- (2) 契約保証金
要
契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。
なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すと同時に、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号及び札幌市競争入札参加者心得第 8 項各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。開札の場に不参加の者が落札候補者となった場合は、落札候補者には、開札日当日に電話により落札結果を伝達する。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であることを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して 3 日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、上記 3 に掲げる入札参加資格を有することを証明する書類（別紙 3）を提出しなければならない。

電子メールにより提出する場合、事前に契約担当部局に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは札幌市競争入札参加資格（物品・役務）に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(7) 最低制限価格の設定

無

(8) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は入札説明書による。